経済産業関係　令和６年度（2024年度）税制改正のポイント

１．国内投資の促進と構造的・持続的賃上げの実現

①戦略分野国内生産促進税制の創設

・世界で戦略分野への投資獲得競争が活発化する中、戦略分野のうち、**特に生産段階でのコストが高い事業の国内投資を強力に促進**するため、過去に例のない**新たな投資促進策**として**戦略分野国内生産促進税制を創設**する。具体的には、①**電気自動車、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体（マイコン・アナログ）**等を対象に、②**生産・販売量に応じた税額控除**を、③**10年間の適用期間で措置**する。

②イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設

・我が国のイノベーション拠点の立地競争力を強化する観点から、海外と比べて遜色ない事業環境の整備を図るため、国内で自ら研究開発した**知的財産権（特許権、AI関連のプログラムの著作権）から生じるライセンス所得、譲渡所得を対象**に、**所得控除30%を措置するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）を創設**するとともに、**適用期間を７年間**とする。

③賃上げ促進税制の拡充・延長

・30年ぶりの高い水準の賃上げを一過性のものとせず、構造的・持続的な賃上げを実現するため、**賃上げ促進税制を強化**する。

・具体的には、①大企業向けについては、より高い賃上げへのインセンティブを強化するため、**現在の賃上げ率の要件を維持しつつ、更に高い賃上げ率の要件を創設**するとともに、②**中小企業向けについては、前例のない長期となる５年間の税額控除の繰越措置を創設する**ことにより、赤字等の厳しい状況でも賃上げを行う中小企業を後押しする。また、③地域において賃上げと経済の好循環の担い手として期待される**中堅企業向けの新たな枠を創設**する。さらに、雇用の「質」も上げる形での賃上げが促されるよう、④**教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和**するとともに、⑤**子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設**する。その上で、⑥**租特の適用期間を３年間**とする。

④カーボンニュートラル投資促進税制の拡充・延長

・カーボンニュートラルの実現に向けて企業の脱炭素化投資を加速するため、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、必要な要件等を見直すとともに、**脱炭素化に果敢に取り組む中小企業に対する税額控除率を引き上げ、適用期間を計５年（計画認定: ２年間、認定から設備導入: ３年間）へ拡充**する。

２．地域経済を支える中堅企業の活性化と中小・小規模事業者の事業承継・成長支援等

①地域未来投資促進税制の拡充

・日本経済の成長の担い手であり、**地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待**される、**成長志向の中堅企業**を支援すべく、**大規模な設備投資に対して６％の税額控除を講じる中堅企業枠を新たに創設**する。

②中小企業事業再編投資損失準備金の拡充・延長

・中小企業のM&Aの実態を踏まえた手続きの所要の見直しを行うとともに、**新たに成長意欲のある中堅・中小企業による中小企業の複数回Ｍ＆Ａを集中的に後押しするため、積立率を大幅に引き上げ（２回目のM&Aは90%、３回目以降は100%）、準備金積立の据置期間を長期化（10年間）したうえで、租特の適用期間を３年間延長**する。

③法人版（特例措置）及び個人版事業承継税制に係る所要の措置

・経営者の高齢化の進展等を踏まえ、中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長を支援する事業承継税制について、コロナの影響が長期化したことを踏まえ、**特例承継計画の提出期限を２年間延長（令和８年３月末まで）**する。

④交際費課税の特例の拡充・延長

・中小企業の販路開拓・販売促進等に必要な**交際費について、800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置を３年間延長する**とともに、**交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る基準を一人当たり5,000円から1万円に引き上げる**。

⑤中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

・経理事務の負担軽減等のため、中小企業が取得する**30万円未満の少額設備投資**について、**年間300万円まで即時償却を可能とする特例措置を２年間延長**する。

⑥外形標準課税の見直し

・**大企業による外形逃れを企図した減資や分社化等への対応**として、以下の措置を講ずる。なお、**現時点で対象外の中小企業・スタートアップ（資本金１億円以下）は、引き続き対象外**となる。

(1)**前事業年度に課税対象であった法人が資本金１億円以下になった場合**でも、**資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、引き続き対象**とする。（令和7年4月1日施行予定）

(2)**資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等**のうち、**資本金１億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計額が２億円を超えるものは原則、対象**とする。ただし、**産業競争力強化法の認定を受けた事業者がＭ＆Ａを通じて買収した100%子法人等**については、**５年間対象外**とする。また、**新たに対象となる法人**については、**対象後に増加した税額分**について、**一定期間の税額控除措置**を講ずる。（令和8年4月1日施行予定）

３．スタートアップ・エコシステムの更なる強化

①ストックオプション税制の拡充

・スタートアップの人材確保や従業員のモチベーション向上に資するストックオプション税制について、①**発行会社自身による株式管理スキームを創設**するとともに、②**年間権利行使価額の限度額を最大で現行の３倍となる3,600万円へ引き上げ**、③**社外高度人材への付与要件を緩和・認定手続を軽減する**等の**拡充**を行う。

②エンジェル税制の拡充等

・スタートアップに対する個人からの資金供給を一層促す観点から、**新株予約権の取得金額も税制の対象である株式の取得金額に算入可能とする**ほか、**信託を通じたスタートアップ投資を対象化**する。さらに、与党税制改正大綱において、**株式譲渡益を元手とする再投資期間の延長について、令和７年度税制改正において、引き続き検討**する方針が明記された。

③オープンイノベーション促進税制の延長

・事業会社とスタートアップのオープンイノベーション促進やスタートアップの出口戦略の多様化の観点から、適用期限を**２年間延長**する。

④パーシャルスピンオフ税制の拡充・延長

・大企業発のスタートアップの創出や企業価値向上に向けた事業再編を促進するため、**適用期限を４年間延長するとともに、所要の措置を講ずる**。

⑤暗号資産の期末時価評価課税の見直し

・Web3.0分野において海外に比べて遜色ない事業環境の整備を進めるため、発行者以外の**第三者の継続的な保有等に係る暗号資産について**、譲渡制限等の一定の要件を満たすものを**期末時価評価課税の対象外とする**。

４．経済のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備

①プラットフォーム課税の導入

・国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、プラットフォームを介したデジタルサービスの提供者である国外事業者に代わってプラットフォーム運営事業者が消費税を納税する**プラットフォーム課税を導入**する。

②新たな国際課税制度の導入に係る対応

・グローバル・ミニマム課税の更なる法制化に際して、国際的な議論の動向を踏まえつつ、**同制度及び関連する外国子会社合算税制の見直しを行い、企業の事務負担軽減を図る**。

５．GXの実現に向けた、強靭なサプライチェーンの構築

①海外投資等損失準備金の延長

・リスクの高いレアアース・レアメタル等の鉱山や油ガス田の探鉱や開発を後押しするため、**適用期限を２年間延長**する。

②再エネ発電設備の固定資産税に係る課税標準の特例措置の拡充・延長

・地域と共生した再エネの最大限の導入を進めるため、**再エネ発電設備の固定資産税を軽減する措置**について、**ペロブスカイト太陽電池を用いた一定の発電設備**（1,000kW未満）や、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業認定を受けた一定の発電設備**を対象に追加する拡充**を行った上で、適用期限を２年間延長する。

③自動車関係諸税のあり方に関する検討

・自動車関係諸税について、2050年カーボンニュートラルの実現、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

④電気供給業・ガス供給業の課税方式の見直しに関する検討

・電気供給業・一部のガス供給業について、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。